

令和7年度 第3回熊本県地下水保全推進本部会議 議事録

開催日時：令和8年3月23日（月）9：30～10：10

場 所：県庁本館5F 知事応接室

<司会：環境生活部長>

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第3回熊本県地下水保全推進本部会議を開催いたします。

資料に記載の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、推進本部の本部長である木村知事からご挨拶をお願いいたします。

<本部長（木村知事）あいさつ>

皆さん、おはようございます。

地下水保全推進本部会議は、今回で6回目、今年度3回目の開催となります。

他の本部会議よりもやや回数を多く開催していますのも、やはり「地下水が守られている」ということは、県民の皆様の最大の関心事だからでございます。

「見える不満」である渋滞の解消と並んで、「見えない不安」であります、地下水がいかに守られているのか、また工場排水がしっかり監視されているのか、この点については、本当に県民の皆様の高い関心事ですので、職員の皆さんにはこれからもしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

今回の会議は年度末ですので、現体制でこれまで何をやってきて、そして令和8年度どうするのかを共有するというのが今日の会議のメインとなります。

ただ、繰り返しになりますが、熊本の宝である地下水が守られているという感覚を、県民の皆様にお持ちいただけることが何より一番大事です。

職員の皆さんは現在、各種対応を行っていますが、例えば、ネット上では根拠のない情報が出たりなどしていますので、そうしたものにしっかり対応していくためにも、この安心感を県民の皆様にご伝えるような情報発信に努めてもらうとともに、スピード感を持って地下水の保全に向けた取組を進めていこうではありませんか。

全庁一丸となって進めていきましょう。よろしくお願いいたします。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。では早速、次第の3、報告事項に入ります。最初に「(1) 地下水保全推進本部の概要」について、事務局からご説明します。

<事務局（環境政策課）からの説明>

■資料1 地下水保全推進本部の概要

事務局の環境政策課です。

3ページからの資料1で、当推進本部の概要をご説明します。

4ページをご覧ください。地下水保全推進本部の立ち上げ以降の会議開催状況です。

今年度は、本日の本部会議で3回目の開催となります。

令和8年度につきましては、本部会議を2回程度開催する予定としております。

5ページをお願いします。

今年度の取組項目を掲載しており、5ページには「地下水量の保全」、次の6ページには「質の保全」と「情報発信」を掲載しております。この後、【資料2】において、項目ごとに取組状況と来年度の取組予定をご報告いたします。

当推進本部の概要は以上です。

<司会：環境生活部長>

続きまして「(2) 熊本の地下水に関する取組状況」について、それぞれの部局からご報告します。

「地下水量の保全」について、まず、環境生活部からお願いします。

<環境生活部環境局長からの説明>

■資料2 熊本の地下水に関する取組状況

7ページ、資料2「熊本の地下水に関する取組状況について」説明します。

8ページをお願いします。ここから17ページまでは「地下水量の保全」になります。

地下水量の保全の取組の全体像（9ページ）

このページでは、量の保全の取組を網羅的に示しています。

なお、ページ中央の左側に記載しています「くまもとウォーターポジティブアクション」は、5ページの取組一覧の記載にはありませんが、最近民間主導で開始された、雨庭等による雨水浸透の取組としてここに紹介させていただきます。

では、次のページ以降において、地下水量の保全に関する主な取組を報告いたします。

(1) 熊本地域地下水総合保全管理計画の策定（10～11ページ）

県と熊本地域11市町村が協働し、本日付けでこの計画を策定しました。

ページ中央に、計画の概要を記載しておりますが、計画では、熊本の宝である地下水の恵みを守り継いでいくため、「熊本地域が目指す将来像」や、水量・水質の「保全目標」、また、具体的な取組の「基本的施策」を設定しています。

なお、地下水採取量や涵養量の目標値を設定するに当たっては、ページ右側、地下水量のシミュレーションを行いました。その結果については、昨年10月に開催した第2回本部会議で報告したとおり、設定した目標値を達成すれば地下水の持続的な利用は十分可能であると判断しています。

また、「基本的施策」については、次の11ページに参考として掲載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

10ページの最下段に記載のとおり、令和8年度は、計画に掲げた「保全目標」の達成に向けて、11市町村と連携して「基本的施策」を着実に実施していくとともに、適宜、地下水位の影響について、シミュレーション及び可視化することにより、地下水への影響を把握して参ります。

(2) 地下水位の継続的な監視（12～13ページ）

県では、県内35か所で地下水位を継続的に監視しています。

そのうち、熊本地域内の15の観測井戸では、地下水位は、総じて横ばいから回復傾向にあることを確認しています。

なお、半導体関連企業の進出に伴い地下水位が低下したのではないかと懸念する声も聴かれますが、令和5年7月下旬にセミコンテクノパーク内に設置した観測井戸の観測結果からは、季節変動を大きく超えるような地下水位の低下は、現時点において確認されておられません。

また、令和6年度から開始しております地下水位のリアルタイム配信について、本日から新たに菊陽町辛川など4か所増やし、対象井戸が計7か所に拡大します。

13ページをお願いします。県の地下水位観測機器の多くが設置から30年以上経過していることから、地下水位の正確な把握や情報発信に支障を来さないよう、今年度から、通信機能のある最新型機器への更新を進めております。

令和8年度については、最下段に記載していますとおり、引き続き、観測井戸による地下水位の監視やリアルタイム配信を行うとともに、観測機器を計画的に更新して参ります。

(4) 阿蘇地域における地下水涵養の推進（14～15ページ）

県では、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携して「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を設置。昨年8月から寄附の受入れを開始し、現時点で約570万円の寄附が集まっています。

いただいた寄附の具体的な用途や配分は、県及び関係市町村からなる配分検討委員会において決定して参ります。

また、草原に係る寄附の貢献度を証明するための指標について、昨年10月から委員会で検討して参りまして、左下に記載のとおり設定しました。

寄附額1万円で維持される草原の面積が1,564㎡、そして、草原1㎡当たりの1年間の水源涵養量は1.64㎡となるため、結果として寄附1万円当たりの水源涵養量は2,564㎡と算定されました。これは25mプール7杯分の量に相当します。

令和8年度につきましては、この草原に係る貢献度評価指標も活用しながら、寄附の充実に向けて関係市町村と連携してPR等を継続していくとともに、水田、森林への支援拡充に向けて貢献度評価指標の検討も進めて参ります。

15ページをお願いします。このページには、寄附の充実に向けた取組を記載しております。SNS等を活用した情報発信の強化や寄附の拡充に向けた企業との連携などに取り

組んでおり、令和8年度も引き続き様々な取組を通じて寄附の充実を図って参ります。

<司会：環境生活部長>

続きまして、土木部からお願いします。

<土木部政策審議監からの説明>

(6) 道路排水計画について (16ページ)

「県道大津植木線の多車線化」と「合志ICアクセス道路」の道路排水計画については、これら2路線の整備に伴う地下水涵養への影響を最小限に抑えるため、道路排水を可能な限り地下に浸透させる計画としており、浸透施設の構造や配置計画が決定しましたことを、昨年10月末の第2回推進本部会議で報告しました。

今回は、決定しました道路排水計画に基づき、詳細な設計を進め、「大津植木線の多車線化」区間の一部で、工事に着手しましたので、その状況について報告します。

前回も説明しましたが、左上の航空写真の青色で示す「大津植木線の多車線化」は、その下に示すような浸透柵と、有孔管や砕石を用いた浸透トレンチで道路排水を地下に浸透させる構造としています。

右の写真のとおり、JASM第1工場の南側区間において、道路改良工事を進めており、今年1月から浸透柵や浸透トレンチの設置を行っています。

令和8年度は、「合志インターチェンジアクセス道路」を含め、引き続き、道路整備工事と併せて、地下浸透施設の整備を推進する予定です。

<司会：環境生活部長>

続きまして、企業局からお願いします。

<企業局長からの説明>

(7) 新規工業用水道整備の推進 (17ページ)

県の地下水保全3原則の一つ「他の水源利用の推進」として取り組んでおります、新規工業用水道整備について、ご報告します。

資料上段のとおり、昨年11月に水利権の許可権者かつ竜門ダム管理者である国交省から、水利権及びダム使用権の変更許可をいただき、ダムからの取水に必要な手続が完了しました。

また、資料緑色の浄水場建設地につきまして、建物等の撤去が完了し、昨年12月末に用地の引渡しを受け、今年1月より造成工事に着手したところでございます。

資料右側には、浄水場内における施設配置の予定図及び整備スケジュールを掲載しております。

事業の完了見込みですが、浄水場建設用地の取得に時間を要したことや、当初予定していなかった配水池の追加整備などの状況変化により、詳細設計での精査の結果、給水開始時期は令和11年度中となる見込みでございます。

令和8年度につきましては、資料最下段のとおり、既に着手しております管路布設工事に加え、いよいよ浄水場本体工事に着手する予定です。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。続きまして「地下水質の保全」について、環境生活部からお願いします。

<環境生活部環境局長からの説明>

18ページをお願いします。ここから30ページまでは「水質の保全」の取組となります。

(9) PFOS・PFOA調査・対応（19～20ページ）

19ページの1の地下水、河川及び海域における調査では、今年度は、地下水及び河川についてこれまで調査していない県の定点を、昨年7月から10月にかけて実施しました。これにより、令和5～7年度にかけて、県の地下水・河川の全ての定点の調査が完了し、指針値の超過は確認されませんでした。

令和8年度は、県内の主要地点として河川17地点、地下水44地点において、3年に1回のローリング調査を行うとともに、更なる状況把握のため、「海域の定点」及び「地下水の新規地点」の調査を開始します。

次に、「2 水道における水質検査」です。来月1日からPFOS及びPFOAが水道の水質基準に引き上げられますので、水道事業者等に対して基準遵守に向けた対応を要請して参りました。

今年度末までに、ほぼ全ての水道事業者が検査を実施されておりますが、令和8年度につきましても、適正な水質検査実施のため、保健所による巡回指導を実施して参ります。

20ページをお願いします。3、水道未普及地域の「飲用井戸等の衛生検査」についてです。

今年度は140地点でPFOS及びPFOAを検査した結果、益城町の1地点で目標値超過が見られましたが、その他の地点では目標値以下であることを確認しました。なお、益城町の超過事案につきましても、速やかに半径500mの範囲にある井戸の追加調査を実施した結果、その他の井戸での超過は確認されませんでした。

また、今年度、飲用井戸等の所有者が行うPFOS及びPFOAの水質検査費につきまして、市・町を通じて、34件の補助を行いました。

令和8年度は、引き続き飲用井戸等の衛生検査を実施して参ります。

「4 廃棄物最終処分場及び周辺における対応」について、今年度は、令和6年度に指針値を超過した4つの処分場の監視井戸及び周辺井戸において継続調査を行いました。PFOS及びPFOAの濃度は概ね横ばいで推移しており、令和8年度につきましても継続調査を実施して参ります。

また、令和6年度までの熊本市の調査で、最終処分場からの放流水が河川の指針値超過

の一因となっている可能性があることが判明しました。そのため、今年度、最終処分場設置事業者が実施するPFOS及びPFOAの流出削減対策に対して、熊本市を通じて補助を実施していますが、一部の処分場を除いて、資材調達、工事内容の変更等により、今年度中に対策工事が完了しない見込みのため、令和8年度に予算を繰り越すこととしております。令和8年度も継続して対応するとともに、対策の効果を確認して参ります。

(10) 硝酸性窒素対策（環境保全課）（21ページ）

県では令和5年度に「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」を策定し、県内市町村を、赤色の「取組推進市町村」と、緑色の「予防推進市町村」に分けて、硝酸性窒素対策の効果的かつ更なる推進を図っているところです。

今年度は「取組推進の11市町」への支援を重点的に行っており、資料右下の表に記載のとおり、荒尾市と菊池市は既に個別計画を策定、和水町と菊陽町も今年度中に計画を策定予定であり、残る7市町の計画策定に向けた支援を実施しているところです。

令和8年度につきましては、引き続き、「取組推進市町村」に対する支援を継続しつつ、令和9年度以降に策定を進める「予防推進市町村」向けの計画策定マニュアル等を作成し、市町村の取組を支援していく予定です。

(12) 法令等規制物質の調査結果の発信（23ページ）

資料中段にイメージを掲載していますが、県が測定している河川及び地下水の調査地点を県ホームページの地図上に表示し、経年の水質データをグラフで確認できるシステムの運用を今月19日から開始しました。

併せて、県が調査している地下水及び河川の水質の状況についても、県ホームページにおいて、速報値を公表しているところです。

令和8年度につきましても、これらの取組を継続し、引き続き情報発信を行って参ります。

(13) 法令等規制物質・規制外物質の環境モニタリング（25～30ページ）

半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの排水について懸念するご意見も寄せられており、県民の皆様の不安解消に向けた予防的な対策として、令和5年8月から、「法令等規制物質」及び「規制外物質」を対象にした環境モニタリングを、熊本市と連携して実施しております。

このページに環境モニタリングの結果をまとめています。まず、表の中央の列、「地下水」については「法令等規制物質」、「規制外物質」とともに、工場稼働の影響や稼働前後の変化は確認されませんでした。

また、右の欄の「河川」についても、多くの項目で工場稼働の影響や稼働前後の変化は確認されておりませんが、規制外物質である、タングステンと有機フッ素化合物PFBS及びPFBAについては、濃度が増加したものの、その後、減少していることを確認しております。これらの物質については、次ページ以降で詳細を説明します。26ページをお

願います。

タングステンについては、左上のグラフのとおり、若干増減しながら増加していましたが、その後減少しています。なお、このタングステンについては、右側の写真に記載のとおり、自然界に広く存在し、電球フィラメント、ボールペン、ゴルフクラブなどに昔から使用されております。また、毒性などの情報が極めて少ない状況から、リスクは低いと考えられます。

また、左下グラフに掲載しておりますとおり、有識者から意見をいただきながら県で試算した飲用に関する毒性の値と比較すると、現時点ではその1, 700分の1程度となっている状況です。

27ページをお願いします。一時的に濃度が増加した有機フッ素化合物のPFBS及びPFBAについても、現時点では、減少傾向にあります。これらの物質は、日本には法令に基づく基準等はありませんが、アメリカ、ドイツ、オーストラリアの「飲料水」における目標値等と比較したとしても数百分の1程度の低い濃度となっています。

28ページをお願いします。これまでのモニタリングにより、一定程度のデータを蓄積することができました。また、大学に分析を依頼していた物質の一部について、県の保健環境科学研究所で分析が可能となりました。

このため、令和8年度以降は変化が確認された物質を中心に、保健環境科学研究所で分析を行うこととし、併せて、大学のスクリーニング分析も年2回の頻度で実施し、変化が生じた物質が無いか継続監視する体制といたします。

29ページをお願いします。これまで説明して参りました環境モニタリング結果について、先月18日に有識者で組織する環境モニタリング委員会を開催し、検証を行いました。その後、委員会の意見がまとまりましたので、(2)に掲載しております。

まず、委員会意見の「総論」として、全ての「法令等規制物質」と、多くの「規制外物質」において影響や変化は確認されていない。その上で、規制外物質で明確な変化が確認された物質についても、全国のデータ、諸外国情報、健康リスクの評価から、現時点では、周辺環境へ明らかな影響が生じている状況ではなく、また、健康に対するリスクも低い状況と考える、とのご意見がありました。

次に、「水質」については、規制外物質の中で明確な変化が確認された、タングステン及びPFBS及びPFBAについては、今後も状況把握を行っていただきたい、とのご意見をいただきました。

今回の委員会の意見を受け、県の対応方針を一番下の青色の枠内にまとめています。

今後も定期的な環境モニタリングを実施し、周辺環境の変化の把握、検証を継続するとともに、最新の知見の収集に努めます。仮に異常値等が確認された場合は、臨時で委員会を開催することといたします。

30ページをお願いします。今後のスケジュールを示していますが、令和8年度も引き続き、定期的な環境モニタリングを実施し、環境モニタリング委員会での検証を行って参ります。

<司会：環境生活部長>

続きまして、土木部からお願いします。

<土木部政策審議監からの説明>

(11) 特定公共下水道整備の推進 (22ページ)

JASM第2工場とソニーの新工場の排水を処理する「熊本セミコン特定公共下水道」については、昨年3月の事業化以降、現在、処理場や管路の測量及び設計、用地取得を進めているところであり、工場から下水処理場まで導く流入渠の一部工事に着手しました。

また、右下の枠囲みに示すとおり、処理場の設計に当たっては、工場排水の水質特性に適した処理仕様を検討する必要があるため、既存工場の排水を用いた実証実験を行い、これにより、適切に処理できる最適な条件等を見出し、今後の施設設計や運転管理に活かすこととしています。

併せて、実証実験後の排水を使用して、規制外のPFASの一部についても、活性炭処理などにより、どの程度低減が可能なのか、検証することとしています。

なお、実証実験については、公募により選定した複数の下水処理設備メーカーに実験施設を設置していただいた上で、来年度実施予定としています。

一番下に示す令和8年度の予定については、引き続き、測量・設計・用地取得、流入渠の工事を進めるとともに、放流渠の工事に着手することとしています。

(12) 法令等規制物質の調査結果の発信 (24ページ)

JASM第1工場等の排水を処理している、熊本北部浄化センターの放流水の水質調査の結果をまとめています。

水質汚濁防止法に基づき、毎月2回検査を行い、その結果を県ホームページで公表しているところです。

放流水の水質については、これまで水質汚濁防止法の全ての項目で排水基準以下となっており、令和6年12月に本格稼働を開始したJASM第1工場の影響は今のところ見られていない状況です。

また、水質汚濁防止法以外の項目として、PFOS・PFOA等の測定を行っているが、これらについても変化は見られない状況です。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。最後に「情報発信」について、環境生活部からお願いします。

<環境生活部環境局長からの説明>

※情報発信 (31ページ)

31ページをお願いします。「情報発信」となります。次の32ページをお願いします。

上の四角囲みに記載のとおり、これまでも、地下水保全の取組に関してはパンフレットやショート動画などを作成し、情報発信を行って参りましたが、より一層、「多くの方に」「正しい情報を」「わかりやすく」、「タイムリー」に伝えるため、SNSの活用や県ホームページの改良などを進めています。

そのうち、ページ左側の中断に記載していますとおり、今年度、ショート動画を4本制作しました。その中から2本の動画をこれから視聴いただきたいと思います。それぞれ1分程度となっています。

～ ショート動画視聴 ～

(①地下水を持続的に利用できるようにするために、②水質の分析体制の強化)

これらの動画は、YouTubeの地下水保全推進本部のアカウントに掲載していますので、各部局及び報道機関の皆様からも、広く周知していただきますよう、お願い申し上げます。

令和8年度も、様々な手法により、地下水保全に関する情報発信に積極的に取り組んで参ります。

熊本の地下水に関する取組状況の報告は以上です。

<司会：環境生活部長>

次に、次第の4、意見交換に移らせていただきます。

各部から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

ご質問、ご意見もないようですので、それでは両副知事からご意見いただきたいと思えます。

まず、竹内副知事からお願いします。

<竹内副知事>

木村知事の就任後1か月ほどで立ち上がりました、この地下水保全推進本部について、施策も充実していますし、環境モニタリングもきちんと行われ、なおかつ、情報発信についても、前向きに取り組んでもらっています。

これらの取組、特に環境モニタリングも継続的に行っていくことで、また、その状況をしっかりと県民の皆様に分かりやすく情報発信していくことで、この本部会議が意義のあるものになると思えます。

引き続き一緒に頑張っていきたいと思えます。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。それでは、亀崎副知事からお願いします。

<亀崎副知事>

私も、水量の保全、水質の保全、非常に網羅的かつ具体的になってきたと思っています。

す。一定量のデータの蓄積もできたということで、大分安定してきたと感じています。

また、PFOS及びPFOAの調査や環境モニタリングの体制強化なども進んできたというところで、今後、先ほど竹内副知事も仰っていましたように、情報発信を充実させながら、更に精度の向上を図ってもらいたいと思います。

今回、「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」において、寄附1万円当たりの水源涵養量は25mプール7杯分の量に相当するとの報告がありました。東海大学の市川教授の説によりますと、阿蘇地域と白川中流域が地下で繋がっているということでしたので、可能であれば、このことをGETFLOWS（地下水の流れのシミュレーション）に結び付けて定量的に示すことができればいいなと思っています。できるのであれば、その研究をお願いしたいと思っています。

引き続きよろしくお願いします。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。最後に、木村知事からお願いします。

<木村知事>

今年度の取組、また来年度に向けた取組をしっかりとまとめていただきました。

観測井戸のオンライン配信の対象井戸が今日から7か所に増えるということ、また、全ての地下水位観測機器を最新のものに更新して観測・分析していくということで、今後も県民の皆様への情報発信に努めてください。

また、根拠のない様々な情報が出ていますので、特にPFAS類については、国へ対策や基準の明確化などについて要望していかないといけないかもしれません。沖縄県や大阪府のように全国的にも（指針値の）超過事例がありますので、国も色々と検討されているとは思いますが、県民の皆様の意識の高さを踏まえると、法律化・ルール化していった方がいいところもあると思いますので、国との意見交換も含めて、環境生活部において対応をよろしくお願いします。場合によっては、国とも協議していきましょう。

来年度もこの調子でしっかり頑張っていきましょう。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。それでは、これをもちまして令和7年度第3回熊本県地下水保全推進本部会議を終了いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

<以上>